

官報

號外 昭和二十一年八月二日

○第九十回 衆議院議事速記録第二十三號

昭和二十一年八月一日(木曜日)

午後一時四十九分開議

議事日程 第二十二號

昭和二十一年八月一日

午後一時開議

第一 (第三號)昭和二十一年度歳入歳出總算追加案

第二 (特第二號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案

第三 所得税法の一部を改正する等の法律案(政府提出)

第四 臨時租税措置法を改正する法律案(政府提出)

第五 地方税法及び地方分與税法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會(前會の續)

第六 自動車交通事業法の一部を改正する法律案(政府提出)

第一讀會(前會の續)

第七 政府カラ提出サレタ議案ハ次ノ通りデアアル

臨時物資需給調整法案

商工經濟會法を廢止する法律案

工業所有權法戰時特例を廢止する法律案

自動車交通事業法の一部を改正する法律案

(以上七月三十日提出)

一、昨三十一日貴族院カラ受領シタ政府提出案ハ次ノ通りデアアル

辯護士及び辯護士候補の資格の特例に關する法律案

提出者 石原 登君 河野 金昇君 川島 金次君 小川原政信君 豐後森、宮原間鐵道敷設速成ニ關スル建議案 提出者 松原 一彦君 金光 義邦君 (以上七月三十日提出)

一、去三十日吉田内閣總理大臣カラ次ノ通り發令ガアツタ旨ノ通牒ヲ受領シタ

第九十回帝國議會政府委員被仰付 (各通) 農林事務官 平川 守 同 長谷川 清

第九十回帝國議會農林省所管事務政府委員被仰付

一、去三十日特別委員理事補選ノ結果次ノ通り當選シタ

會計法戰時特例廢止等に關する法律案(政府提出)委員 理事 島田 晋作君(理事高津正 還君去二十七日委員辭任ニ付ソノ補闕)

一、去三十日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

一、昨三十一日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

會計法戰時特例廢止等に關する法律案(政府提出)委員 理事 伊藤 恭一君 豐雄君

一、去三十日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

一、昨三十一日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

會計法戰時特例廢止等に關する法律案(政府提出)委員 理事 伊藤 恭一君 豐雄君

一、去三十日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

一、昨三十一日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

會計法戰時特例廢止等に關する法律案(政府提出)委員 理事 伊藤 恭一君 豐雄君

一、去三十日次ノ通り特別委員ノ異動ガアツタ

勞働關係調整法案(政府提出)委員

前在 柏原 義則君 前關中野 四郎君

罹災都市借地借家臨時處理法案

(政府提出、貴族院送付)委員

前在山崎 常吉君 前大矢 省三君

○議長(議員三君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

議員表彰ノ件(議長發議)

○議長(議員三君) 御話リ致シマス、本院議員トシテ在職二十五年ニ達セラレマシタ植原悦二郎君ニ對シ、先例ニ依リ院議ヲ以テ功勞ヲ表彰スルコトトシ、表彰文ハ議長ニ一任セラレタイト思フノデアリマス、此ノ議長發議ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(議員起立)

○議長(議員三君) 起立議員、仍テ全會一致ヲ以テ可決致シマシタ(拍手)茲ニ議長ノ手許ニ於テ起草シタル文案ガアリマス、之ヲ朗讀致シマス

議員正五位勳二等植原悦二郎君衆議院議員ニ當選スルコト九回在職二十五年ニ及ヒ恒ニ憲政ノ爲ニ盡瘁シ民意ノ暢達ニ努ム衆議院ハ君カ積年ノ功勞ヲ多トシ特ニ院議ヲ以テ之ヲ表彰ス

(拍手起ル)

此ノ勳章方ハ議長ニ於テ取計ラヒマス、此ノ場合植原悦二郎君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス、之ヲ許シマス

植原悦二郎君

(植原悦二郎君登壇)

○植原悦二郎君 一言御挨拶ヲ申上ゲマスコトノ御許シテ御願ヒ致シマス

只今ハ院議ヲ以テ御隆重ナル表彰ノ御決議ヲ戴キ、不肖身ニ餘ル光榮ト存ジマス、今ニシテ私ガ大正六年初メテ議會生活ニ入りシ以來、過去二十五年ノ私ノ議會生活ヲ顧ミマス時ニ、洵ニ感慨無量ナルモノガアリマス、微力ナガラ私ハ常ニ國家憲政ノ爲ニ努力致シタノデアリマスガ、事志ト違ヒ、時ニ憲政ハ逆轉セラレ、國家ハ收斂ノ狀ヲ見ルニ至リシ如キ狀態ニ立至リマシタコトハ、私共何等ノ貢獻ヲナシ得ナカツタコトヲ衷心慟懣ニ堪ヘナイ次第デアリマス

幸ヒ此ノ新生議會ニ於キマシテ尙ホ微力ヲ致ス機會ヲ與ヘラレマシタル以上、魯鈍ニ鞭ウチ、全力ヲ擧ゲテ、民主主義政治ノ實現ト平和日本ノ建設ノ爲ニ餘生ヲ捧ゲタイ覺悟デゴザイマス(拍手)向後皆様方ノ一層ノ御鞭撻ト御

支援ノ程ヲ御願ヒ申上グル次第デゴザイマス、簡單ナガラ茲ニ謹ンデ御挨拶ヲ申上ゲマス(拍手)

○議長(議員三君) 日理第一及第二ハ豫算案デアリマスカラ、討論題トナスニ御異議アリマセムカ

(「異議ナシ」ト呼ブ者アリ)

○議長(議員三君) 御異議ナシト認メマス、日程第一、(第三號)昭和二十一年度歳入歳出總算追加案、日程第二、(特第二號)昭和二十一年特別會計歳入歳出豫算追加案、右兩案ヲ一括シテ討論ト致シマス、豫算委員長ノ報告ヲ求メマス——矢野庄太郎君

第一 (第三號)昭和二十一年度歳入歳出總算追加案
第二 (特第二號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案

報告書
一 (第三號)昭和二十一年度歳入歳出總算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル
昭和二十一年七月三十日
豫算委員長 矢野庄太郎
衆議院議長隨員 三殿

報告書
一 (特第二號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル
昭和二十一年七月三十日
豫算委員長 矢野庄太郎
衆議院議長隨員 三殿

一 (特第二號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案
別會計歳入歳出豫算追加案
右ハ本院ニ於テ可決スベキモノト議決シタ因ツテコニ報告スル
昭和二十一年七月三十日
豫算委員長 矢野庄太郎
衆議院議長隨員 三殿

(矢野庄太郎君登壇)
○矢野庄太郎君 只今議題ニ供サレマシタ(第三號)昭和二十一年度歳入歳出總算追加案並ニ(特第二號)昭和二十一年度特別會計歳入歳出豫算追加案、此ノ二案ニ付キマシテ豫算委員會ノ經過並ニ結果ヲ簡單ニ御報告申上ゲマス

此ノ兩案トモ八月分ノ豫算デゴザイマス、先ツ第三號ノ一般會計ニ付テ申述ベマスト、歳出ハ追加額四十一億七千七百萬圓デアリマス、萬以下ノ數字ハ切捨テテ申上ゲマシタ、併シナガラ八月分ノ政府ノ支出ト致シマシテハ、此ノ追加額四十一億七千七百餘萬圓ノ外ニ、二十年度ノ豫算ニ依リマス所ノ所謂施行豫算ノ支出分ガゴザイマス、ソレハ九億一千六百餘萬圓デゴザイマス、隨ヒマシテ一般會計ニ於ケル八月分ノ支出全體ノ金額ハ、其ノ合計デアリマス五十億九千四百餘萬圓ナルノデゴザイマス、而シテ歳入ハ租稅、印紙收入、官業、官有財產收入及

ビ雜收入ヲ以テ之ニ充當スルコトニ致シテ府ルノデアリマスガ、御承知ノ通り勿論不足分ガ出ルノデゴザイマス、其ノ不足分ハ大藏省證券ト借入金ヲ以テ之ヲ賄フコトニナツテ居リマシタ、即チ四月以來通ジテ其ノ證券發行限度、又借入限度ヲ擴張シテ、其ノ擴張金額ハ三十三億圓ト云フコトニ相成ツテ居リマス

次ニ特第二號ノ特別會計ニ付テ申述ベマス、特別會計ニ於キマシタハ、先般七月分ノ豫算ヲ議スル際ニ申上ゲマシタル通りニ二十四ゴザイマス、尤モ名目上ハ四十二ノ特別會計ヲ持テ居リマス、其ノ中十八ハ將ニ廢止ノ運命ニアルコトハ皆サシノ御承知ノ通りデアリマス、其ノ残りノ二十四ノ特別會計ノ中デ、追加ノ豫算ヲ出シテ居リマスルノハ七ツノ特別會計デアリマス、大藏省ノ印刷局及ビ專賣局特別會計、農林省ノ漁船再保險特別會計、文部省ノ學校特別會計、商工省ノ燃料局特別會計、ソレニ鐵道特別會計ト通信特別會計デゴザイマス、サウシテ此ノ歳出ノ總額ハ三十九億八千餘萬圓トナツテ居リマスルガ、一般會計ニ於テ申述ベマシタヤウニ、此ノ外ニ施行豫算ノ支出分ガアルノデアリマス、其ノ金額ハ殆ド總テノ特別會計ニ互ツテ施行豫算ノ支出分ガアルノデアリマスガ、其ノ金

額ハ二十三億五千九百餘萬圓トナツテ
居リマス、特別會計ニ於キマシテハ左
機デゴザイマスカラシテ、合計六十三億
三千九百餘萬圓ト云フ支出スルコト
ニナルノデアリマス、歳入ノ方ハドウ
カト申シマスルト、特別會計ノ中デ歳
入豫算ヲ立テ議會ニ提出ニナツテ居
リマスルノハ、文部省ノ學校特別會計
ダケデゴザイマシテ、殘ル六ツノ特別
會計ニ於キマシテハ、歳入ハ本年度ノ
歳入ヲ以テ之ヲ充當スルト云フコトニ
ナツテ居ルノデゴザイマス、以上申上
ゲマシタ通り、八月分豫算ノ支出額ハ
一般會計ニ於テ五十億九千四百餘萬圓
デアリ、特別會計ニ於テ六十三億三千
九百餘萬圓、此ノ合計ハ百十四億三千
三百餘萬圓ト相成ルノデゴザイマスル
ガ、然ラバ政府支出八月分ハ此ノ百十
四億三千三百餘萬圓デアアルカト申シマ
スルト、サウデハナイノデゴザイマ
ス、ト申シマスルノハ、皆サン御承知
ノ通りニ日本ノ政府ノ會計ハ非常ニ複
雜デゴザイマシテ、一般會計ト特別會
計ノ間ニハ重複勘定ガゴザイマス、又
一ツノ特別會計ニ於キマシテモ、例ハ
バ鐵道或ハ通信ノ如キハ、資本勘定、
用品勘定、業務勘定ハ重複シテ居リマ
ス、又特別會計ト他ノ特別會計ノ中ニ

モ重複勘定ガアルト存ジマス、斯様ナ
重複勘定ヲ差引カナケレバ、純粹ノ政
府ノ支出ハ分リマセス、併シナガラ委
員長ノ許ニ於キマシテハ資料モゴザイ
マセヌシ、又時間モアリマセヌノデ、
其ノ差引勘定ヲ詳細ニ御報告スルコト
ガ出來ヌノデゴザイマス、ソコデ私ガ
目ノ子算用デ其ノ重複勘定ヲ先刻計算
シマシタ所、凡ソ三十四億圓位アラウ
ト存ジマス、故ニ百十四億三千三百餘
萬圓カラ此ノ三十四億圓程ヲ引キマシ
タ殘リ約八十億圓ト云フモノガ、特別
會計、一般會計ヲ通ジテノ八月分ノ政
府支出額ト相成ルノデゴザイマス
以上簡單ニ案ノ内容ヲ申述ベマシタ
ガ、諸テ豫算委員會ハ二十九日午前十
時カラ連續シテ會議ヲ開イテ居リマ
ス、暑中デアリマシテ、委員各位ニハ
洵ニ御迷惑デアリマスルケレドモ、成
ベク多クノ時間ヲ用ヒテ審議ヲ致シタ
イト存ジテ居ルノデアリマスルガ、只
今申シマスル通りニ、此ノ豫算ハ八月
分ノ豫算デアリマシテ、一般會計ニ於
テハ只今審議致シテ居リマスル所ノ改
定豫算ノ一部デアリマスルシ、又特別
會計ニ於テハ近ク提出サルベキ筈ノ二
十一年度特別會計ノ一部ヲナシマス、
各、一部デアリマスノデ、特ニ審議ヲ
省路致シマシテ、質疑應答ハ主トシテ

改定豫算及ビ近ク提出ニナリマスル其
ノ特別會計ニ付テ十分ニ行フコトヲ致
シマシテ、此ノ二件ハ切離シテ討論ニ
入リマシタ
討論ニ於キマシテハ、自由黨田中源
三郎君、進歩黨荒木武行君、此ノ兩君
共ニ無條件ニ政府豫案ニ賛成サレマシ
タ、而シテ社會黨米澤滿亮君、協同民
主黨竹山祐太郎君、新政會石田一松
君、無所屬俱樂部伊藤實雄君、此ノ四
君ハ何レモ已ムヲ得ズ自分達ハ賛成ヲ
スル、四君ノ中ニハ、ドン底ハ突落サ
レタカラ賛成スルト云フヤウナ表現サ
ヘ用ヒラレマシタガ、何レモ改定豫算
ニ對スル審議權ハ十分ニ之ヲ留保スル
ノデアアルト云フコトデゴザイマシタ、
斯クテ採決ニ入りマシテ、可否ヲ起立
ニ問ヒマシタ所、全員一致、二案トモ
政府豫案ニ賛成デゴザイマシタ
茲ニ一言私ハ政府關係ニ對シテ警告
ヲ發シテ置キタイト存スルコトガゴザ
イマス、ソレハ外デモナイノデアリマ
スルガ、兎ニ角關係ノ出席率ガ惡イノ
デゴザイマス、ソレガ爲ニ屢々議事ノ
停頓サヘ來シマシタ、斯クテハ何時ニ
ナツタラ豫算案ノ審議ガ終ルカ豫定ガ
付キマセヌノデ、或ベク各關係ニ於テ
ハ時間ヲ御制キニナツテ委員會ニ出席
サレタイト云フコトデゴザイマス、斯

様ナコトヲ申シマス、如何ニモ惜マ
レロヲ叩キヤウデゴザイマスケレド
モ、古イ關係ハ御承知ノ通り、滿洲事
變勃發前ノ昭和五、六年頃ノ議會デ
ハ、廊下ニ守衛諸君ノ人垣ヲ作ラナイ
ト大臣諸公ガ豫算委員會ニ出入リスル
コトガ出來ナカッタト云フヤウナ狀況
デゴザイマシタ、今日昔ノヤウナ騷擾
ガアルトハ私ハ考ヘマセヌ、考ヘマセ
ヌガ、餘リ議員ヲ祇メテ掛ツタリ、又
出來ナイコトニ大キナ法螺ヲ吹イタリ致
シテ居リマス、ト申デモナイ暗礁ニ
乗上ゲマシテ、二進モ三進モナラナイ
コトニ陥ル處ガアルカラ斯様ナコトヲ
申上ゲルノデゴザイマス(拍手)我々ガ
斯ク結論ヲ急イダノハ、七月分デモ、
八月分デモ、間際ニナツテ出シテ來
テ、ソラヤツテ呉レ、ヤレヤツテ呉レ
ト云フヤウニ促サレマスノデ、私達ニ
於キマシテモ支出期ガ切迫シテ居ルト
云フ客觀的情勢ニ制セラレテ、本當ニ
已ムヲ得ズ大所高所カラ判斷シタカラ
デゴザイマス、左様ナ次第デアリマス
ノデ、政府關係ニ於テハ十分ニ御注意
アラシコトヲ重テ望ミマス、之ヲ以
テ報告ヲ終リマス(拍手)
○議長(議員三君) 採決致シマス、
兩案ノ委員長ノ報告ハ何レモ可決デア
リマス、兩案ヲ一括シテ委員長報告ノ

通り決スルニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メ
マス
○賛成者起立
○議長(議員三君) 起立多數、仍テ
兩案トモ委員長報告ノ通り可決確定致
シマシタ(拍手)議事日程第三乃至第五
ノ三案ヲ一括シテ第一議會ヲ開キ、質
疑ヲ繼續致シマス——西村榮一君
第三 所得稅法の一部を改正する
等の法律案(政府提出)
第四 臨時租稅措置法を改正する
法律案(政府提出)
第一議會(前會の續)
第五 地方稅法及び地方分與稅法
の一部を改正する法律案(政府
提出)
第一議會(前會の續)
【西村榮一君登壇】
○西村榮一君 此ノ度政府ノ提案セラ
レマシタ所得稅法案其ノ他二件ノ改正
案ニ付キマシテ、私ハ日本社會黨ヲ代
表致シマシテ質問致シタイト存スルノ
デアリマス、細目ノ點ハ何レ設ケラレ
ルデアリマセウ委員會ニ譲リマシテ、
私ハ新シク日本ノ置カレタ地位竝ニ今
後ノ國家職能ニ鑑ミマシテ、新生日本
ハ如何ナル稅體制ヲ必要トスルカニ付
キマシテ政府ノ御所見ヲ求ムルモノデ
アリマス

先づ第一、簡單に御質問カラ申上ゲマスガ、昨年戰災ヲ被リマシタ戰災犠牲者ノ對シマシテ、一箇年間所得稅其ノ他免除セラレテ居ルノデアリマスガ、既ニ其ノ期間ノ満期ニ近付イテ居リマス、併シ戰災者ノ現狀ハ一箇年前ト今日ト何等異ナラザルコトハ實言ヲ要スルマデモナク、内閣諸公並ニ同僚議員各位ノ夙ニ御諒察ノコトト思フノデアリマス、斯カルガ故ニ、私ハ尙ホ一箇年間戰災者ニ對スル所得稅ノ免除ヲ延期シテ戰災イイト云フコトヲ希望スルノデアリマスガ、政府ニハ其ノ御意思ハナイカ、之ヲ御尋ね致シマス

第二點ハ、新生國家ノ稅體制ハ如何ナルモノヲ理想トスルカ、先般大藏大臣ハ此ノ席上ニ於テ租稅體制ノ根本的改正ニ付テ目下考慮中デアルト言ハレタノデアリマスガ、私ハ現在ノ日本ガ新シキ體制ニ就ク此ノ際こそ、文明國家ニ相應シイ租稅體制ヲ確立スル絶好ノ機會デハナイカト存スルノデアリマス、先づ第一ニ私ハ實問ノ要點ヲ集約スル爲ニ、又政府ノ御答辭ヲ便利ニスル爲ニ、一ツノ例ヲ勤勞所得稅ニ取リマセウ、結論ヲ申シマスナラバ、勤勞所得稅ノ撤廢シテ實ニタイト云フコトデアリマス(拍手)ナゼ私ハ勤勞所得稅ノ

撤廢ヲ要求スルカト申シマス、申上ゲルマデモナク個人ノ勤勞ノ所得ニ直接課稅スルコト云フコトハ、課稅技術上極メテ簡單デハアリマスケレドモ、ソレハ封建國家ニ於ケル幼稚ナル課稅方法デアリマシテ、文明國家ニ於ケル租稅體制ヲ致シマシテハ、多大ノ考慮ヲ要スルモノデアリマス、特ニ本勤勞所得稅ヲ昭和十五年創設致サレマシタ其ノ創設ノ原案的事實ニ鑑ミマシテ、是ハ國防國家ニ於ケル軍事稅的ノ性格ト云フモノガ極メテ濃厚ニ盛ラレテ居ルノデアリマス、既ニ日本ハ、私ガ發言スルマデモナク今日生レ變ツテ居リマス、斯カル新生平和國家ニ於テハ、此ノ軍事稅的ノ性格ヲ持ツ勤勞所得稅ヲ撤廢シテ、新シキ租稅體系ヲ確立スルコトガ極メテ必要デハナイカト思フノデアリマス、政府ハ、勤勞所得稅ハ一流國家ニ於テモソレハ、徵收シテ居ル稅デアルト言ハレルカモ知レマセヌ、私ハ淺學デアリマスガ、各國モ勤勞所得稅ヲ取ツテハ居リマスケレドモ、ソレニ對スル社會施設其ノ他間接直接ノ反對給付ハ、實ニ勤勞所得稅ノ徵收以上ノモノヲ勤勞大家ニ與ヘテ居ルノデアリマス(拍手)同時ニ此ノ際諸外國ノ長所ヲ學ブ必要ハアリマスケレドモ、申上ゲルマデモナク、外國ニ於

テモ、一諸民主主義國家ニ於テモ、其ノ長キ傳統ト歴史ノ中ニハ今日改革スベキ多クノモノガアリマセウ、私ハ是ニ於テ我が國ガ敗戰ノ結果、身一劍、一兵ヲ持タズシテ、世界文化ニ對シテ、新シキ理想國家ヲ建設スルコト云フ現下ノ絶好ナル機會ヲ捉ヘマシテ、之ヲ改革スルニ躊躇シテハナラザイト存ジマス、斯カル見地ニ立ツテ、私ハ繰返シ勤勞所得稅ノ撤廢ヲ主張スルモノデアリマスルケレドモ、單ニ勤勞所得稅ヲ撤廢致シマスルナラバ、ソコニ三十四億圓ト云フ缺陷ガ生ジマス、今日ノ日本ハ同僚議員各位ガ日夜苦心セラレル如ク、膨脹シテ行ク財政ト、漏瀉シテ行ク財源トノ此ノ矛盾ヲドウ解決スルカト云フコトガ、現下財政上ノ一大問題デアル、致シマスルナラバ、私ハ單ニ勤勞所得稅ノ撤廢ヲ要求シ放シテ、其ノ三十四億圓ノ財源ニ對シマシテ無責任ナル放言ヲ致シモノデハナイノデアリマス、ソレニ對スル代リ財源ノ二、三ヲ參考マデ申上ゲマスルナラバ、先づ第一ハ、私ハ勤勞所得稅ヲ撤廢シテ、ソレニ代ル國民相互稅ト云フ風ナモノヲ創設セラレテハドウカト思フノデアリマス、國民オ互ヒニ扶ケル稅、之ヲ創設サレテハドウカト思ヒマス、細カイコ

トハ皆機關稅感デアリマスルカラ委員會議ニ讓リマスガ、然ラバ勤勞所得稅ト國民相互稅トノ相違ハ那邊ニアルカト申シマスルナラバ、勤勞所得稅ト云フモノハ、是ハ取り放シデアリマス、國民相互稅ト云フモノハ、是ハ取り放シデハアリマセヌ、其ノ人ガ死亡シ、老衰、病氣、災害ヲ被リマシタ時ニ、ソレニ反對給付ヲスルコト云フ生活防衛ノ税金デアルノデアリマス、一例ヲ申上ゲマスナラバ、今日三十歳ノ人ガ千圓ノ收入ガアル、其ノ人ガ現在ノ勤勞所得稅ノ額ダケヲ納稅致シマスルナラバ、六十歳ノ老衰シマシタ時ニ養老年金トシテ十萬圓ヲ受取レル、死亡シタ時モ同様、病氣、災害等ニ對シテハ一定ノ條件ト率ヲ付シテ其ノ生活ヲ防衛スルコト云フコトニ致シマスルナラバ、税金ヲ收メル人モ勵ミガ付クノデハナイカ、然ラバソレデ國家ハドレダケ穴埋メニナルカト申シマス、先般大藏大臣ハ此ノ席上ニ於キマシテ、大體昭和二十一年度ノ國民所得ハ二千億ト推定サレタノデアリマスガ、此ノ二千億ノ中カラ法人所得稅並ニ諸細所得者、對象外ノ者ヲ除イテ、假ニ一千億ノ國民所得ガ此ノ對象ニナルトスルナラバ、ソレノ二割ヲ吸收スレバ大體二百億、此ノ二百億ノ中カラ先程申シマシ

タ諸條件ノ料金ヲ支拂ツテ、國家ハ大體ノ下位儲カルカト云フト、三割、四割、七十億前後ト云フモノガソコニ利益セラレル、是ハ現行生命保險並ニ貯蓄、無盡或ハ傷害保險等ノ率カラ料金ト諸條件トヲ對照致シマシテ、大體七十億前後ト云フモノガ利益セラレルノデハナイカ、皆サン御迷惑デアリマスガ私ハ結論ヲ急ギマスルガ、斯ガ風ニシテ自分自身一人デハ、自分ノ生命ト老衰其ノ他ノ災厄ニ對シテ防衛スルコトガ出來ナイガ、國民全體ガ合スルナラバ、ソコニ防衛ノ生活防衛ガ出來ル、而モ其ノ問題ヲ政府ガ取扱フコトニ於テ、利益ヲ得ルト云フ風ヲ新シキ租稅體系ト云フモノガ、私ハ平和國家ニ於ケル最も穩健ナル、相應シイ稅體制デハナイカト思フノデアリマシテ、之ヲ御參考ニ申上ゲル次第デアリマス(拍手)

第三點、是ハ大藏大臣ノ從來ノ御設ト眞正面ニ對立シテ來ルノデアリマスルガ、私ハ第二點ノ財源ト致シマシテ、今日問題ニナツテ居ル一千四百億圓ノ公債ヲ破棄シテ、ソコニ五十億圓ノ國債費ヲ抽出致シマスルナラバ、勤勞所得稅ノ三十四億ト大體トシ、ニナルノデハナイカト思フノデアリマス(拍手)一千四百億圓ノ現在ノ國債

ノ中、百五億ト云フモノハ日支事變前
ノ國債デアリマス、私ハ茲ニ考ヘナケ
レバナライコトハ、平時ニ於ケル國
債ト、戰時ニ於ケル國債トハ其ノ性質
ヲ根本的ニ區別シナケレバナライコト
思フデアリマス、何トナレバ戰時ニ
於ケル國債ト云フモノハ、ソレハ戰時
税金ノ延長デアリマス、此ノ一千三
百億ノ公債ハ、是ハ公債ノ名ハ持ツテ
居リマス、而モ其ノ性質ハ戰時稅
デアリマス、而モ其ノ戰時稅ハ戰時稅
結果、大陸戰ハ南滿ニ埋没シテシマツ
タ實體ノナキ紙ノ財貨デアリマス、私
ハ此ノ戰時稅の性格ヲ持テ、而モ其ノ
實體ガ喪失シテシマヒマス、一千三百
億ト云フ公債ヲ切捨テテ、新シキ體制
ニ向フト云フコトガ最も健全ナル財政
政策デアリマス、思フデアリマス、
佛シナガ先般來大蔵大臣ガ御心配ニ
ナリマス、私ハ石橋サンノ國
家ヲ愛フル財政政策ニ對シマシテハ、敬
意ヲ表シマス、併シナガラ其ノ根據ノ
立テ方ニ於テ、極メテ我々ト見解ノ違
フ所ガアルデアリマス、石橋サ
ンハ公債ヲ放棄スルナラバ、銀行ト郵
便貯金其ノ他ノ預貯金ニ影響シテ、金
融ノ動亂ヲ來ル、モカラ公債ノ打切り
モ出來ナケレバ、財政ノ整理ト云フモ
ノモ思ヒ切ツテ出來ナイト官ハレルノ

デアリマス、私ハソレハ金融業務
ト云フ技術的ナ神秘性ニ隱レテ、政治
ヲ壓迫スル所ノ欺瞞的答辯デアルト信
ズルデアリマス、(拍手)石橋サンハ經
濟評論家トシテ、或ハ財政通トシテ世
界の名譽ヲ馳セラレテ居リマス、
ガ、私甚ダ脱線スルヤウナコトヲ申シ
マス、クレドモ、十八年ノ間、銀行ト保險
會社ノ飯ヲ食ツテ參リマス、事金融
ニ關シテハ私モ一個ノ實務家デアリマ
ス、一方石橋サンノ財政論ノ中デ、一
皮剥イテ鋭ク突込シテ見ルナラバ、ソ
コニ先程申シマシタヤウナ金融業務ト云
フ技術的ナ神秘性ニ隱レテ、一ツノ素
人關シノ金融論ガ行ハレテ居ルト云フ
コトハ率直ニ申上グルコトガ出來ル、
細カキコトハ是レ亦私ハ避ケマシテ、
其ノ點ダケヲ一點申上グルト共ニ、今
日資本主義復元ト云フ立場ニ於キマシ
テモ、社會主義實現ト云フ立場ニ於テ
モ、兎ニ角日本國家再建ト云フ點ニ於
テ一番基本的ナ問題ハ、根本的ナ實體
ノ喪失シタ幽靈財貨ハ茲ニ勇敢ニ切捨
テ、新シキ體制ニ就カナケレバナライ
イト云フ原理デアリマス、今日國家財
政ノ上ニ於テ、金融ノ點ニ於テ手術シナ
ケレバナライコト云フコトハ、大蔵大臣
初メ多ク方々ガ認メラレテ居ルノデ
アリマス、クレドモ、手術ヲスレバ血

ガ出ルシ、傷ノ痛ミガアルカラ、手術
ガ出來ナイト云フ風ヲ御議論デア
ルガ、私ハ今日ノ日本ノ國家財政ガ、或
ハ日本ノ經濟狀態ガ根本的ナ手術ヲ要
スルト云フ認識ニ到達シマス、ナラ
バ、其ノ手術ノ爲ニハ出血止メノ注射
モアリマセウ、痛ミ止メノ麻藥モアリ
マセウ、萬全ノ處置ヲ講ジテ手術ヲ致
シマスナラバ、今日ノ狀態ニ於テハ日
本ノ經濟力ハ回復スルコト疑ヒナシト
信ズルデアリマス、クレドモ、此ノ切
開手術ヲ慎レ、出血ニ名ヲ藉リ、苦痛
ニ名ヲ藉リテ今日ノ病源ヲ其ノ儘ニ致
シテ置クナラバ、日本ノ將來ニ取リマ
シテ恐レベキ結果ヲ招來スルト云フコ
トヲ私ハ憂ヘザルヲ得ナイデアリマ
ス、此ノ意味ニ於テ財政整理ト共ニ、
公債ヲ整理致サレマスルナラバ、五十
億ト云フ財源ガ生ジテ來ルデアリマ
スカラ、勤勞階級ガ一生懸命働イテ、
ナウシテ生活ノ苦悶ノ中カラ三十四億
圓ノ税金ヲ拂ヒ、而モソレガ實體ヲ喪
失シタ公債利子ニ捧ゲラレト云フコ
トニナリマスナラバ、勤勞階級ノ將來
ノ生產意欲ヲ減退サセル、是等ノ思想
的ノ觀點カラ考ヘマシテモ、私ハ至急
財源ヲ何レカニ見出サレマシテ、勤勞所
得稅ノ撤廢ヲ要求シテ已マザルモノデ
アリマス、(拍手)財源ハ何處ニモアルノ
デアリマス

最後ニ勤勞所得稅ノ撤廢ト共ニ、八
十六億ノ所得稅ノ問題ニ付テ御質問致
シマスガ、其ノ前ニ現在ノヤウニ加速
度ニ進行致シテ居リマス「インフレ
ション」ノ現狀カラ言ツテ、私ハ政府
ガ本年度豫定サレタ八十六億ト云フ所
得稅收入ト云フモノハ果シテ上ルカド
ウカ、ソレガ假ニ上ルトシテモ、現在
ノ物價ト通貨ノ比率カラ言ツテ、八十
六億ノ所得稅ノ收入ヲ以テ政府ハ何程
ノコトガ出來ルカ、根本ハ「インフ
レーション」ノ速度如何ト云フコトノ問
題ニナルト思フデアリマスガ、先般
來私共ハ廣シ大蔵大臣カラ樂觀的ノ御
説ヲ承リマス、併シ私ハ政黨政派ヲ
超越シテ、此ノ問題ヲ熟シ考ヘテ見マ
スルナラバ、我々ガ今日過去ニ於ケル
自分ノ自說、或ハ自分ノ希望的ナ觀察
ニ囚ハレテ、或ハ「インフレーション」ノ
問題ヲ樂觀シタリ、過度ニ悲觀シタリ
スルト云フコトハ、是ハ嚴禁シナケレ
バナライコト思ヒマス、冷靜ニ現下ノ
通貨ノ狀態ト經濟ノ狀態、而モソレガ
生キ物デアツテ、ドウ發展スルカト云
フコトヲ科學的ニ嚴密ニ検討シタ上
ニ、日本ノ「インフレ」對策ト云フモ
ノヲ立テナケレバナライコト思フデア
リマス、大蔵大臣ハ、成程今日通貨

ハ膨脹シテ居ル、併シ人ト物トガ遊
デ居ルデアツテ、之ヲモット運轉シ
活動セシメテ行クナラバ、生産ハ勃興
シテ「インフレーション」ハ恐レルニ足
ラズト云フ、而モ其ノ上ニ立ツテ今日
遊シテ居ル資材ト施設ト産業機關ニ對
シテ追加信用ヲ加フルナラバ、尙ホ一
歩「インフレーション」ノ先手ヲ打ツナ
ラバ、食ヒ止メルコトガ出來ルト仰シ
ヤルデアリマス、私ハソレハ極
メテ危險デアルト云フコトト、而
モ其ノ議論ノ立テ方ガ根柢ニ於
テ——今日ノ戰前ニ於ケル一六%以下ニ
アル生産狀態ガ、何ガ故ニ左様ナ
低位ニアルカト云フコトヲ考ヘテ
見マスルナラバ、是ハ齊シク世人
御觀察ノ通り、生産界ハ徹底的ニ毀滅
シテ居リマス、原料資材ガナイト共ニ
日本ノ産業ハ何處ヘ行クカト云フ、
産業政策ノ明確ナル方針ガ缺ケテ居ル
ト云フ、此ノ三點ガ生産ヲ減退ニ減退
ヲセシメテ居ルデアリマス、隨テ問
題ハ今後ニ於ケル「インフレーション」
シ、此ノ毀滅シタル生産界ノ中ニ
ナンボ追加信用ヲ加ヘマシテモ、ソレ
ヨリ前ニ根本的ニ幽靈財貨ト申シマス
ルカ、實體ノナキ紙ノ財貨ヲ清算致シ
マシテ、新シク出發スルニアラズン
バ、國家ノ信用ハガタ落チデアアル、生

我々ハ單ナル不景氣ヲ克服スルノトハ
異ナラズ政策ヲ遂行スル必要ガアルト
明白ニ述ベマシテ、ソレカラ經濟界ノ
整理及ビ其ノ他ノ若干ノ政策ヲ申上ゲ
タノデアリマス、デスカラ私ハ今日ノ
場合唯通貨ヲ發行スレバソレデ日本ノ
經濟界ガ回復スルナドトハ、未ダ曾テ
何處デモ言ウテ居ラナイト云ウコトヲ
御説承テ願ヒタイノデアリマス、左様
ナ次第デアリマスカラ、御説ト其ノ點
ハ全ク同ジナノデアリマシテ、即チ經
濟界ガ回復スル爲ニハ、思ヒ切ツタ處
置ヲ一面ニ講ズルト共ニ、生産ヲ増強
スルダケノ願力ナル政策ヲ執ラナケレ
バナラヌ、斯様ニ信ジテ居ル次第デア
リマス（拍手）

○西村第一著 答辭ガ漏レテ居リマ
ス、戰災者ニ對スル所得稅ヲ延期サレ
ル意思ガアルノカドウカ

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣（石橋湛山君） 是ハ失禮致
シマシタ、アトデ三點ト更ニ結論ヲ申
サレタカラ、三點ダケ御答ヘ申上ゲタ
次第デアリマス、最初ニ仰シヤツタ戰
災者ノ所得稅ハ、一年間之ヲ減免致シ
マシタガ、既ニ一年ヲ過ギマシタ後ハ
新シイ所得デゴザイマスカラ、今後生
ズル新シイ所得ニ對シテハ、戰災者ト
雖モ其ノ所得ニ應ズル負擔ヲ國家ノ爲

ニ致シテ宜イ、斯ウ考ヘテ居リマスカラ、職業者ニ對スル減免稅ハ、初メニ決定致シマシタ通り一年間打切ル積リテ居リマス、(拍子)

〔發言スル者多シ〕

○議長(議員三君) 靜肅ニ

○西村議員一君 アトハ委員會ニ歸リマシテ、私ノ質問ハ是ヲ打切リマス

○議長(議員三君) 宇田國榮君

〔宇田國榮君發問〕

○宇田國榮君 私人健國民主黨ヲ代表致シマシテ、政府總案ノ増稅案ニ對シマシテ質問ヲ致シタイト思ヒマス

御承知ノ通り大藏省デハ、増稅案見込初年度二十四億圓、平年度三十億圓圓ニ上ル増稅案メノ一般増稅案ヲ發議シマシタガ、改正法案ノ要綱ニ從ヘバ、今般ノ増稅改正法案ノ目的トスル所ハ、第一ニ國庫收入ノ増加ヲ圖リ、財政ノ強化ニ資スルコト、第二ニハ經濟情勢等ノ推移ニ應ジ國民負擔ノ公正ヲ期スルコト、第三ニハ増稅ノ簡便化ヲ圖ルコト、以上ノ三點アルト稱セラレハ、アルデアリマス、大藏大臣ハ先日ノ本會議ニ於テマシテ、國家財政ノ收支ノ「バランス」ヲ合セルコトモ重要デアルガ、ソレ以上ニ國民經濟ノ「バランス」ヲ合セルコトニ、ヨリ一層注意ヲ用ヒテ居ラレル實ノ御答辯ガアリマシタコトハ、洵

ニ私共ノ同感トスル所デアリマス、併シナガラ國家財政ノ面ニ致シマシテモ、又國民經濟ノ面ニ於キマシテモ、通貨ノ價值ガ不安定デアリマシテハ、國民之ヲ満足ニ實行スルコトハ困難デアルト屬ノデアリマス、現在此ノ増稅案ヲ審議致シマシテモ、之ヲ徵收シ、之ヲ使用スル頃ノ貨幣ノ價值ガ、現在ノソレト著シク相違シテ居ルト云フコトニナレバ、本案ノ審議モ殆ト其ノ意味ヲ喪失スル次第デアラウト思フデアリマス、私ハ現在ノ貨幣價值ノ不安定ナル時ニ於テ、先大藏大臣ハ如何ナル通貨價值ノ安定策、即チ物價ノ安定策アリヤ否ヤ、或ハ又現在ノ貨幣價值ハ當分現在ノ水準ニ於テ安定シ、暫ク變動ナキ見込シテ持ツテ居ラレルカ、爾後ヒ致シタイノデアリマス、政府ノ日本トシテハ、其ノ財政健全化ノ爲ニ増稅ノ増加ヲ圖リ、財政ノ強化ニ資スル爲メ増稅ハ如何ニ爲マシ得ヌ應デアツテ、増稅其ノモノニ對シテ我我ハ敢テ長考ヲ囑ヘルモノデハナイノデアリマス、併シナガラ今般ノ増稅案ガ前述ノ三ツノ目的ニ果シテ適應シテ居ルカドウカニ付テハ、聊カ疑慮ナキヲ得ナイノデアリマス、以下原則的ナ問題ニ付テ政府ノ所見ヲ質シテ見タイト思フデアリマス

日本ノ財政ニ對スル聯合軍司令部ノ方針ト政府ノ財政健全化、財政ノ均衡化ヘノ努力ニモ拘ラズ、當分ノ間ハ巨額ノ歳入不足ガ懸念サレ、本年度ハ財源稅ノ徵收ニ依ツテ歳入不足ヲ補填シ得ルト致シマシテモ、來年度以降如何ニシテ是ガ補填ヲナス方針デアルカ、更ニ第三次、第三次ノ増稅ヲセネバナラスノデハナカラウカト云フコトヲ私ハ甚ダ懸念致シテ居ル一人デアリマス、併シ今般ノ増稅案ニ依レバ、稅源ノ大宗タル所得稅ニ付テハ、最早其ノ編成ニ達シテ居ルト思ハレルノデアツテ、其ノ他ノ稅引上ゲルコトハ、其ノ多クハ税ノ負擔ガ結局ハ大衆ニ轉嫁サレルノデ、物價高騰致スルト思フデアリマシテ、政府ハ之ニ對シ如何ナル對策ヲ見込シテ持ツテ居ラレルカ、御所見ヲ御伺ヒシタイノデアリマス、更ニ七月六日議會開會ノ金融緊急會議委員ニ於テ、他田中務局長ハ我が國ト米英兩國トノ分類所得稅ニ付テ比較說明サレ、日本ニ於テハ分類所得稅ノ納稅者ハ總人口ニ對シテ約一割五、六分ニ過ぎヌガ、米國ニ於テハ約三割六分、英國ニ於テハ約三割デアルト指摘致シテ居リ、又勸業所得稅ヲ他稅ト比較シテ、扶養家族四人、年所得五千圓ノ場合、勸業所得稅ハ百八十圓、農業所得稅ハ地租ヲ含メマシテ五百八十圓、營業稅ハ九百四十圓、不動産所得稅ハ最も重課サレテ、地租ヲ含メテ千四百九十圓デアルト發表シテ居ラレ、勸業所得稅ヲ最も優遇シテ居ラレル旨ヲ示サレタノデアリマスガ、勸業所得稅ニ對スル優遇ハ當然ノコトデアラウト信ズルノデアリマス、大體其ノ國民ガ富シデ居ルカ否カハ、其ノ國民ガ其ノ收入ノ中幾許ヲ生活保持ノ爲ニ費消スルカ、即チ衣食住ニ費消スル程度ニ依ツテ決メラルベキデアルト云フコトハ、是レ即チ學者ノ定説デアリマス、實業ヲ興ヘテ申シマスナラバ、收入ノ大ナルモノ程生活維持ニ支出スル金額ハ少クテ済ムノデアリマス、今日米國中流家庭ニ於テ、食生活ノ爲メ支出スル金額ハ其ノ收入ノ凡ソ二割程度デアリマスガ、我が國ノ場合ニ於テハ、正確ナル資料ガ存在致シマセヌノデ申上ゲラレマセヌガ、相當高率ナモノニナツテ居ルト思フデアリマス、殊ニ勤勞者ニ於テハ其ノ比率ガ高イコトハ想像ニ難カラヌノデアリマス、而モ其ノ收入ハ所謂封鎖制度ニ依ツテ五百圓生活ノ餘價ナクサレテ居ル現狀デアリマス、斯カル見地カラ考ヘマシテ、現在ノ基礎控除(即チ月二百圓ハ餘リニ低額ニ過ギルト思フデアリマシテ、

少クトモ之ヲ五百圓程度ニ引上グベキコトハ今日既ニ國民ノ膝トナツテ居ルト思フデアリマス、此ノ基礎控除ヲ引上グ場合ノ減收見込額及ビ納稅ノ人員ナドニ付キ、政府ノ見込シテ御尋ネ致シタイノデアリマス

次ニ所得稅ハ租稅ノ中極デアリ、根幹デアリマスガ、是ガ増收ヲ圖ラントスレバ結局生活ノ向上セシメテケレバナラナイノデアリマシテ、生活ヲ伴ハサル限り所得稅ノ増收ヲ期待スルコトハ出來ナイト思フデアリマス、現下ノ情勢ハ財界前途ノ見込シ難、原料ノ入手難、勞銀ノ飛騰の昂騰ニ依ル製造工業ノ不引合、或ハ營業復興ノ遲延、資金ノ封鎖ナド、一般ノ事由ニ依リマシテ生産ノ遲延トシテ上ラザラシムル爲メシテ、所得稅收入ヲ大ナラシムル爲メ政府ハ如何ナル生活増進策ヲ持ツテ居ラレルカ、又其ノ見込シテ對シマシテ、大藏大臣及ビ商工大臣ニ御答辯ヲ御願ヒ致ス次第デアリマス

更ニ今般ノ増稅案ノ目的ノ第二ハ、國民負擔ノ公正ヲ期スル點ニアルノデアツテ、政府ハ此ノ目的ノ爲ニ負擔力ニ即應スル課稅ヲ行フ爲メ、釐金稅、有價證券移轉稅、登録稅、印紙稅、骨牌稅等ヲモ相當増徴スル方針ノヤウデ

アルガ、是ハ餘リニ間接的ナル方策デ
ハナイカト思フノデアリマス、眞ニ社
會政策的ニ負擔ノ公正ヲ期サウトスル
ナラバ、如何ナル階級ニ重課スルカガ
問題デアリマス、今回ノ案ハ勤勞所得
ニ對シテ負擔所得ニ重課スル方針ヲ執
リテ居ラレマスガ、眞ニ負擔公正ノ原
則ヲ徹底シヨウトスレバ、農民、僱給生
活者ナド、一般勤勞階級ノ負擔ヲ輕減
シ、之ニ反シテ眞ニ負擔力ヲ有スル間
取引ナドニ依リテ不正ニ巨富ヲ成シテ
居ル者ニ對シテハ重課スベキデアルト
信ズルノデアリマス、此ノ點ニ付テ何
等對策ヲ示サレテ居ナイノハ拘ニ遺憾
ト存スル次第デアリマス

次ニ地租ト營業稅トノ不均衡ニ付テ
何等カノ對策ヲ考慮シテ居ラレマス
カ、即チ地租ノ貸付價格ハ十年間據置
デアアルガ、之ニ對應スル營業稅ハ毎年
申告ニ依リ賦課デアアル、又異議ノ申立
モ可能デアリマス、又小作料ガ金納ニ
ナレバ貸付價格ハ當然下ルト思フノデ
アリマスガ、從來通りノ地租ヲ賦課ス
ルカ、承リタイノデアリマス

次ニ稅制ト賦課徵收ノ手續ヲ簡素化
スル爲メ、各種稅目ヲ整理スル方針
デアアルガ、使ラニ簡素化ニ名ヲ藉リテ
徵收ノ實ノ事務ガラスコトノナイヤウニ
セネバナラヌト思フノデアリマス、現

在國民ノ負擔能力ハ著シク低下シテ居
リ、且ツ人口ハ疎開及ビ震災ニ因ツテ
甚ダシク移動シテ居ル現狀ニ於テハ、
實際ノ租稅ヲ徵收スルコトハ技術的ニ
モ極メテ困難デアルト思フノデアリマ
シテ、震災復興ト國土計畫ノ樹立、人
口配置ノ適正化等重大项目ガ山積シテ
居リ、是等ノ問題ト睨ミ合セテ正確ナ
ル人口調査ヲ行ハナケレバナラヌト思
フノデアリマスガ、此ノ點ニ付テハ政
府ハ如何ナル方針ト如何ナル用意ヲ有
シテ居ラレカ、政府當局ニ承リタイ
ノデアリマス

更ニ租稅制度ニ於テ民主化ヲ圖ル
必要ガアルト思フガ、政府ノ具體的方
策ハ如何ナルモノデアリマセウカ、從
來所得稅ニ付テハ、所得稅調查委員ナ
ルモノガアリ、民間ヨリ選出サレテ居
タルノデアリマスガ、實際ニハ稅務
局長ノ責任轉讓ノ機關ニ過ぎナイコト
ハ世間周知ノ事實デアリマシテ(拍手)
所得ノ決定ノ如キハ從來ノヤウナ高壓
的ナ方法デナク、モットノ民主的ニ
決定サルベキデアルト信ジテ疑ハナイ
次第デアリマス(拍手)現ニ農民ハ本年
度ノ所得ハ關取引ヲ行ツテ居ルモノト
シテ決定通知ヲ受ケテ居ル者ガ少クナ
イノデアリマシテ、所得ノ決定ハ正確
ナル資料ニ基イテ、其ノ事情ニ最モ明

ルイ人ニ行ハセルベキデアルト思フ
ガ、政府ノ方針如何(拍手)

更ニ今回ノ改正ニ依ツテ特別行爲稅
ナドガ廢止サレルガ、是ハ其ノ補捉
ガ困難デ、脫稅ガ容易デアリ、稅收ト
シテノ實益ガ少イカラデアリマス、今
後何國稅制改正ヲ行ヒ、又増稅ヲ行ヒ
マシテモ、國民負擔ノ衡平ヲ圖ルコト
ハ勿論、増收ヲ期待ハルコトモ困難デ
アルト思フノデアリマス、要ハ其ノ稅
源トナルベキ對象ヲ完全ニ捕捉スル機
關ノ確立コソ、必要ナル課題デナケレ
バナラヌト思フノデアリマス、從來ノ
稅務署デハ此ノ點甚ダ不十分デアリマ
シテ、勿論稅務官吏ノ待遇ヲ改善シ、
之ニ密與セシムルノモ一方法デアリマ
スガ、我々ハ計理士ノ資格ヲ向上セシ
メテ之ニ協力セシムルコト、或ハ其ノ
他何等カノ方法ヲ以テ公正ナル機關ヲ
確立シナケレバナラヌト思ヒマスガ、
政府ハ此ノ點ニ付テハ如何ニ考ヘテ居
リマスカ、承リタイノデアリマス(拍
手)

最後ニ法人稅中ノ超過所得ハ、從來
ノ臨時利得稅ニ相應スルモノデ、是ハ
大資本ヲ優遇スル結果ニナツテ居リマ
ス、何故ナラバ、小會社ハ資金調整法其
ノ他ニ依ツテ増資ガ一般ニ抑制サレテ
居リ、已ムナク借入金ナドデツテ居

ルノデ、其ノ利益金ハ資本ニ對シテ高
率ニナラザルヲ得ナイカラデアリマス
ガ、御所見ヲ拜承致シタイノデアリマ
ス、私ノ質問ハ以上デアリマスガ、
大蔵大臣其ノ他閣僚大臣ノ明快ニシ
テ且ツ誠意アル御答辯ヲ期待シテ已ミ
マセヌ、私ハ再質問ハ致シマセヌカ
ラ、成ダケ明瞭ニ、而シテ要約シテ御
答辯サレシコトヲ御願ヒスル次第デア
リマス(拍手)

〔國務大臣石橋湛山君答辯〕
○國務大臣(石橋湛山君) 只今ノ宇田
君ノ御質問ニ御答ヘ申上ゲマス、通貨
價值ガ不安定、變動致シマス、租稅
收入ニ好マシクタイ影響ヲ生ズルト云
フコトハ御説ノ通りデアリマス、是ハ
通貨價值ガ下ル、即チ物價ガ上ル場合
ダケデナク、通貨價值ガ上リマス、即
チ物價ガ下リマス場合ニハ、納稅者ニ
非常ナ苦痛ヲ與ヘマス、ソレニ反シテ
通貨價值ガ下リマス場合ニハ、國庫ノ
收入ガ實質的ニ減ル譯デアリマシテ、
何レニシテモ好マシクナイ次第デアリ
マス、隨テ政府トシテハ、單ニ租稅ノ
問題バカリデアアリマセヌガ、通貨價
値ノ安定ト云フコトガ最も好マシイ狀
態デアリマシテ、我々ハ其ノ方途ニ向
ツテ現在總テノ經濟政策ヲ執ツテ行キ
タイ、斯様ニ考ヘテ居ルコトハ屢次申

上ゲタ通りデアリマス、而シテ是ハ果
シテ其ノ見込ガアルカト云フ御尋ネデ
アリマスガ、是ハ先般來申上ゲテ居ル
ヤウニ、一面ニ於テハ經濟界ノ思ヒ切
ツタ整理ヲシ、他面ニ於テハ生産ヲ増
強スル方策ヲ竭力ニ進行シテ參ル次第
デアリマスカラ、物價ノ安定ハ必ズ期
待シ得ルト信ジテ居ル次第デアリマ
ス

次ニ今後ノ財政ニ付テノ御尋ネデア
リマス、即チ本年度ハ財産稅ガ取レル
ガ、來年度以降ハドウスルカト云フ御
尋ネデアリマスガ、是ハ只今、第一ノ
御尋ネニ對シテ御答ヘシタ所ガ半バ御
答ヘニナツテ居ルカト思ヒマスガ、普
通ノ財政處理ト致シマシテハ、第一ニ
歳出ノ出來限リノ節減ヲ行フト云フ
コトハ申スマデモゴザイマセヌ、而シ
テ是ハ先般本會議デ申上ゲマシタヤウ
ニ、本年度ノ改定預算ハ歳出ガ頗ル多
額ニ上ツテ居リマスガ、其ノ約半分ハ
一應本年度限リノ經費ト認メラル、モ
ノデアリマスカラ、是ハ來年度ニ於テ
ハ、其ノ點ニ於テ相當ノ手ガ加ヘラレ
ルモノト信ジテ居ル次第デアリマス

次ニ生産増進策ハ是非トモ成功致サ
ナケレバナラヌ、然ラズンバ是ハ單ニ
政府ノ施策ニ妨ゲテ起スト云フノミデ
ナク、殆ド國家ノ存亡ニ關スル問題デ

アリマスカラ、石ニ嚙り付イテデモ生
産増強ニ向ツテ進進致サナケレバナラ
ナイノデアリマスガ、其ノ方向ニ國民
經濟ガ向ヒマスナラバ、茲ニ即チ自然
増收ガアルモノト考ヘラレマス、又ソ
レデモ尙ホ餘ツタ施設ガアリ、餘ツタ
人ガアリ、ソレ等ヲ動カセバ尙ホ生産
ニ向ツテ進ミ得ルコト云フ、即チ「フル
エンプロイメント」ニ向ツテ尙ホ我々
ガ努力シナケレバナラヌト云フ狀態ガ
來年度ニ於テモアルナラバ、其ノ中ノ
相當程度ハ赤字ヲ貼ツテモ差支ヘナイ
ト云フコトハ、先般是レ亦本會議ニ於
テ中上ゲタ通りデゴザイマス

次ニ勤勞者ノ所得ノ大部分ハ食糧ニ
費サレテ居ル狀態デアル、現在ノ所謂
收入ガ五百圓ニ限定サレテ居ル際、所
得稅ノ基礎控除ヲ更ニ五百圓ニ引上ゲ
ル意思ハナイカト云フ御尋ネノヤウデ
ゴザイマシタガ、是レ亦廣、御答ヘ申
上ゲマシタ通り、現狀ニ於テハ此ノ所
得稅ノ控除ヲ五百圓ニ引上ゲル意思モ
ゴザイマセヌシ、又事實出來マセヌ、
ト申シマスノハ、盡入ダケノ點カラ見
マシテモ、正確ナコトハ分リマセヌケ
レドモ、大體若シ五百圓程度ニ控除ヲ
引上ゲマス、勤勞所得稅ノ盡入ハ恐
ラク三分ノ一以下ニ下ルダウト考ヘ
ラレマス、斯様ナ譯デ、現在ノ財政ノ

上カラ申シマシタモ、遠カニ左様ニ取
計ラフコトハ出來マセヌ、同時ニ成ベ
ク多數ノ國民ガソレノ其ノ分ニ應ジ
テ國家ノ爲ニ直接ノ納稅ヲスルト云フ
コトモ亦色々ノ意味ニ於テ必要ト考ヘ
ラレマスノデ、今後日本ノ國民所得ガ
非常ニ殖エタ場合ニハ別問題デアリマ
スガ、現狀ニ於キマシテハ暫ク二百圓
程度デ我慢シテ戴キタイト考ヘテ居
ル次第デアリマス

次ニ所得稅ノ増收ノ爲ニモ生産増強
策ヲ講ジナケレバナラヌガ、其ノ方策
如何ト云フ御尋ネデアリマシタ、是モ
色々ノ機會ニ只今政府ガ考ヘテ居リマ
スルコトヲ申上ゲテ居ル次第デアリマ
スガ、差詰私ハ「私ノミデナク政
府トシテハ、工業方面ニ於キマシテ
ハ、何ヲ指イテモ石炭ノ増産ト云フコ
トガ基本デアアル、茲ニ明カナ方途ガ示
サル、ヤウニナルナラバ、肥料ニ致シ
マシテモ、其ノ他ノモノニシテモ、必
ズ増産ガ出來ルト云フコトガ明カナ
ル次第デアリマスカラ、實際ノ政策ト
致シマシテハ、取敢ズ進ニ無二石炭ヲ
増産スルト云フ方向ニ進進ヲ致シマシ
テ、ソコヲ絲口ニシテ總テノ生産増強
策ヲ執ツテ行キタイト考ヘテ居ル次第
デゴザイマス

次ニ地租ト營業稅トノ問題ノ御尋ネデ
アツタト思ヒマス、御説ノ如ク地租ハ
昭和十一年ニ調査シマシタ貸賃價格ニ
依ツテ課稅ヲシ、營業稅ノ方ハ年々其
ノ前年ノ收入ニ對シテ課稅ヲ致シテ居
ルノデアリマスカラ、其ノ點カラ申シ
マス、地租ノ方ハ古イ、物價ノマダ
安イ時分ノ貸賃價格ニ依ツテ居ルダ
ケ、營業稅ニ比較シテ輕過ギルト云フ
結果ヲ生ズル次第デアリマスガ、其ノ
代リ實ハ地租ハ大分稅率ガ其ノ後上リ
マシテ、今回ノ改正案ニ依リマシテ
二十四ニ相成リマス、營業稅ノ方ハ百
分ノ十五、斯ウ云フ風ニ稅率ガ違ツテ
居リマス、ソレデ現在ニ於キマシテ
ハ、政府トシテハ地租ト營業稅トノ間
ニハ大ナル不均衡ハナイト考ヘテ居ル
次第デアリマスガ、唯此ノ地租ニ付テ
ハ所謂地代、經濟上ノ地代ト云フ問題
ガ考セラレル必要ガアル譯デアリマ
シテ、今後稅制改革等ノ場合ニハ、此
ノ問題ハ理論的ニモ實際的ニモ十分取
上ゲラレテ檢討サレナケレバナラヌコ
トト信ジテ居リマス

次ニ徵稅ノ實行學グル爲ニ人口調査
ヲ行フ意思ナキヤト云フ御尋ネノヤウ
デアリマシタガ、是ハ只今政府ト致シ
マシテハ、特ニ徵稅ノ爲ニ人口調査ヲ
行フ計畫ハ持ツテ居リマセヌ、併シ稅

務當局ト致シマシタハ、常ニ納稅者ノ
調査ヲ意ツテハ居ラナイノデゴザイマ
シテ、無論最近ノヤウニ經濟上ノ變動
ガ激シイ時期ニハ、兎角調査漏レガ多
イ譯デアリマスガ、是ハ努メテ左様ナ
設備ノナイヤウニ致シテ居ル次第デア
リマス、尙ホ何レニシマシテモ、斯様
ニ變動ノ多い時期ニハ、假ニ人口調査
ヲ行ヒマシテモ、其ノ人口ガ又移動ス
ルト云フヤウナコトニ相成リマスノ
デ、繰返シテ申シマスヤウニ、經濟界
デ色々ノ行ハルベキ整理ガ行ハレ、生
産ガ其ノ緒ニ就イテ、各人ガソレノ
其ノ業ニ安ンズルガ如キ事態ニナリマ
セヌト、稅務ノ方モ完全ナルコトニナ
ラナイ譯デアリマシテ、是非トモ左様
ナ時期ヲ早ク齎シタイト考ヘテ居ル次
第デゴザイマス、ソレカラ稅務ノ民主
化ノ件ハ屢、多クノ方カラ御尋ネガア
リ、又我々モ此ノ民主化ト云フコトニ
ハ常ニ留意シテ居ル次第デアリマス
ガ、其ノ稅務官吏ノ素質ノ向上、再教
育、或ハ又民間カラモソレノ方面
ノ方ニ入ツテ戴キ、然ルベキ機關ヲ作
ツテ稅務ノ諮問等ノ機關ニスルト云フ
ヤウナコトハ考ヘテ居ル次第デアリマ
シテ、未ダ十分ノ所ニ行キマセヌコト
ヲ残念ニ思ツテ居リマスガ、鋭意其ノ
方面ニ努メテ居ル次第デゴザイマス、

ソレカラ稅ニ關シテ計理士ヲ利用スル
方法ハドウカト云フ御尋ネデゴザイマ
スガ、計理士ノ問題ハ、必ズシモ稅務
ダケデナク、私ハ日本ニ於テ計理士制
度ト云フモノヲモツト確立シ、又立派
ナモノニスル必要ガアルト考ヘテ居ル
次第デアリマシテ、特ニ之ヲ稅務ニ利
用スルト云フコトハ未ダ考ヘタコトハ
ゴザイマセヌ、併シナガラ其ノ代リ
ニ、今稅務辦理士ト云フモノガゴザイ
マシテ、是ハヤハリ計理士ノ如ク一定
ノ資格ヲ持ツタ者ニヤラシメ居ル譯デ
アリマスガ、只今ノ所デハ其ノ稅務辦
理士モ十分ノ利用ガ行ハレテ居ラナイ
ヤウデアリマスガ、斯様ナ制度ヲ尙ホ
段々完全ニ致シマシテ、御質問デアリ
マシタヤウナ趣意ニ副ヒタイト考ヘテ
居リマス

ソレカラ最後ニ法人稅ノ中ノ超過所
得ハ、大資本ヲ優遇スルコトニナラナ
イカト云フコトノ御尋ネデアツタヤウ
ニ思ヒマシタガ、是ハ現在ニ於キマシ
テモ、十萬圓以下ノ資本ノモノニ、對
シマシテハ稅率ヲ百分ノ十、下ゲテ
居ル、又其ノ他ニ法人資本稅ト云フモ
ノガアリマシテ、是ハ資本ニ對シテ
「プロフィット」ニ千分ノ三ヲ課稅スル
ト云フヤウナコトニシテ居リマシテ、
御説ノ如キ弊ガ法人稅ノ超過所得ニ關

第一議會(前會の續)

スル所カラ生ズルコトヲ防イテ居ルカ
第デゴザイマス、以上甚ダ簡單デゴザ
イマスガ御答ヘ致シマス

〔國務大臣星島二郎君登壇〕

○國務大臣(星島二郎君) 宇田君ノ御
熱心ナル生産増強ニ對シテノ御心配
ニ對シマシテ、只今大藏大臣ヨリノ御
答辯デ大體盡キテ居ルヤウニ思ヒマス
ガ、折角私指摘サレタノデ御答辯致シ
タイト思ヒマス

只今大藏大臣ガ申サレタ如ク、物價
ト通貨ノ問題ガ、殊ニ増税ヲ控ヘマシ
テ色々御懸念ノ點ハ洵ニ御意見ノヤウ
ニ思ハレマスガ、大藏大臣ノ御答辯ノ
通りニ生産増強ヲ審シナイデ、而モ此
ノ程度ノ増税ニ付テノ施策ニ對シマシ
テハ私共全ク同意見デアリマシテ、殊
ニ生産部面ニ付テノ心配ハ寧ロ私ハ行
過ギタル統制ヤ或ハ物價ノ問題デ、
原材料ヲ持ツテ居ル方ガ寧ロ利益ガ
アルト云ツタヤウナ點カラ生産
「サボ」等ガ起ツテ、非常ニ生産増
強ヲ害シテ居ルヤウニ思ツテ居リマ
スノデ、此ノ點ニ付キマシテハ經濟安
定本部ガ出来マスルシ、物價局ガ物價
應ニナリマシテ擴大強化サレマシテ、
斯ウ云フ缺點ヲ補ツテ行キタイト思ヒ
マスノデ、此ノ經濟界ノ何ト言ヒマス
カ、大變革ト言ヒマスカ、此ノ戰後再
建ノ爲ニ總テハ生産増強ニ向ツテ邁進
シタイト、斯様ニ思ヒマスノデ、凡
ニ路路ヲ克服シテ生産意欲ヲ十分活潑
ナラシメタイト考ヘテ居ル次第デアリ

マス、以上御答辯致シマス(拍手)
○國務(議員三三君) 是ニテ質疑ハ終
了致シマシタ、各案ノ審査ヲ付託スベ
キ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一(議員) 日程第三乃至第五
ノ三案ヲ一括シテ、議長指名三十六名
ノ委員ニ付託セラレレンコトヲ望ミマス

○議員(議員三三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセマカ
〔異議ナシ〕ト呼ブ者アリ
○議長(議員三三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシ
タ——日程第六、自動車交通事業法
の一部を改正する法律案ノ第一讀會ヲ開
キマス——平塚運輸大臣

第六 自動車交通事業法の一部を
改正する法律案(政府提出)

第一讀會

自動車交通事業法の一部を改正す
る法律案
自動車交通事業法の一部を次のや
うに改正する。

「第一章 旅客自動車運輸事業」を
「第一章 旅客自動車運輸事業及旅
客自動車運送事業」に改める。

第八條を削り、第九條を第八條と
する。

第十條に次の一項を加へる。
主務大臣ハ旅客輸送ノ確保ヲ期ス
ル爲ニ必要アリト認ムルトキハ旅客
自動車運輸事業者ニ對シ運送スベ

キ旅客、運賃其ノ他ノ運送條件ヲ
定メテ旅客ノ運送ヲ命ジ又ハ旅客
ノ運送ノ制限若ハ禁止ヲ爲スコト
ヲ得
同條を第九條とし、以下第十三條
まで順次繰リ上げ、第十三條ノ二を
第十二條ノ二とし、第十四條を第十
三條とし、第十五條を第十四條とす
る。

第十六條第一項中「第十條(第一

項第二號及第四號ヲ除ク)及第十一
條乃至第十三條ノ二」を「第九條(第
一項第二號及第四號ヲ除ク)及第十
條乃至第十二條ノ二」に、「第十條及
第十三條乃至第十三條ノ二」を「第九
條第一項第二項及第十一條乃至第十
二條ノ二」に、「東京府」を「東京都」
に改め、同條第三項中「運送スル事
業の下に」(特定旅客自動車運送事
業等)を加へ、同條を第十五條と
する。

第十六條 旅客自動車運輸事業、旅
客自動車運送事業又ハ特定旅客自
動車運送事業等ノ何レニモ屬セザ
ル乗用自動車(自家用乗用自動車)
ハ之ヲ對價ヲ得テ運送ノ用ニ供ス
ルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ許可
ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラ
ズ

主務大臣ハ公益上特ニ必要アリト
認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依
リ自家用乗用自動車ノ使用ヲ制限
又ハ禁止スルコトヲ得

主務大臣ハ必要アリト認ムルトキ
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ自家用乗
用自動車ヲ所有シ又ハ使用スル者
ヲシテ其ノ使用ノ狀況ニ關シ報告
ヲ爲サシメ、書類ヲ提出セシメ又
ハ監督員ヲ派遣シテ自家用乗用自
動車ノ使用ノ狀況ヲ調査セシムル
コトヲ得

第十六條ノ六第一項中東京府を

「東京都」に、同條第三項中「運送條
件ヲ定メ物品ノ運送ヲ命ズル」を「運
送條件ヲ定メ物品ノ運送ヲ命ジ又
ハ物品ノ運送ノ制限若ハ禁止ヲ爲
ス」に改める。

第十六條ノ八中「第九條、第十一
條乃至第十四條及第十五條第六號」
を「第八條、第十條乃至第十三條及
第十四條第六號」に改める。

第十六條ノ九に次の一項を加へ
る。

第十六條ノ規定ハ貨物自動車運送
事業ニ屬セザル貨物自動車(自家用
貨物自動車)ニ之ヲ適用ス
第十六條ノ十第一項を次のやうに
改める。

旅客自動車運輸事業、旅客自動車
運送事業又ハ貨物自動車運送事業
(以下自動車運送事業ト總稱ス)
ノ事業者ハ各其ノ事業ノ健全ナル
發達ヲ圖ル爲自動車運送事業組合
ヲ設立スルコトヲ得但シ特別ノ事
情アルトキハ二種以上ノ事業者ヲ
以テ之ヲ設立スルコトヲ得

第十六條ノ十一 自動車運送事業組
合ハ左ニ掲グル事項ヲ行フコトヲ
得

一 組合員ノ事業ニ必要ナル物
ノ購入、共同設備ノ設置其ノ他
組合員ノ事業ニ關スル共同施設
二 組合員ノ事業ニ必要ナル資金
ノ貸付又ハ組合員ノ爲メスル其
ノ事業上ノ債務ノ保證若ハ資金
ノ借入ノ斡旋

三 組合員ノ事業ニ從事スル者ノ
福利増進ニ關スル施設
四 組合員ノ事業ニ於ケル事務管
理ニ關スル指導、調査及研究
五 前號ニ掲グルモノノ外組合員
ノ事業ニ關スル指導、調査及研
究

六 運賃、輸送又ハ輸送用物資ノ
購入ノ統制其ノ他組合員ノ事業
ニ關スル統制

七 組合員ノ事業ニ關スル檢査
八 前各號ニ掲グルモノノ外組合
員ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業
前項第一號ノ共同施設ハ組合員ノ
利用ニ支障ナキ場合ニ限り組合員
ニ非ザル者ヲシテ命令ノ定ムル所
ニ依リ之ヲ利用セシムルコトヲ得

第十六條ノ十二 自動車運送事業組
合ヲ設立セントスルトキハ命令ノ
定ムル所ニ依リ豫メ地區ヲ定メ其
ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ
有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ
得テ創立總會ヲ開キ定款其ノ他必

要ナル事項ヲ定メ役員ヲ選任スベシ但シ第十六條ノ十一項但書ノ場合ニ於テハ各事業毎ニ組合員タル資格ヲ有スル者ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第十六條ノ十三を削る。

第十六條ノ十四に次の一項を加へる。

組合設立ノ登記ヲ爲シタルトキハ理事ハ命令ノ定ムル所ニ依リ二週間に内ニ主務大臣ニ組合設立ノ届出ヲ爲スベシ

同條を第十六條ノ十三とする。

第十六條ノ十五 自動車運送事業組合ニハ役員トシテ理事及監事ヲ置クベシ

理事ハ組合ノ業務ニ付組合ヲ代表ス

監事ハ組合ノ業務及財産ノ狀況ヲ監査ス

理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

理事ト監事トハ相續スルコトヲ得ズ

組合ト理事ト利益相反スル事項ニ付テハ監事組合ヲ代表ス

理事缺ケタルトキハ監事其ノ職務ヲ行フ但シ其ノ期間ハ三月ヲ超ユルコトヲ得ズ

理事ノ職務ヲ行フ者ナキトキハ主務大臣ハ假理事ヲ選任シ理事ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得

官報號外 昭和二十一年八月二日 衆議院議事速記第二十三號 自動車交通事業法の一部を改正する法律案 第一讀會

第十六條ノ十六中「記載スベシ」の下に「但シ第十六條ノ十九第三項ノ規定ニ依リ自動車運送事業組合ニ在リテハ第七號乃至第九號ニ掲グル事項ハ之ヲ記載スルコトヲ要セズ」を加へる。

同條第五號を次のやうに改める。

五 組合員タル資格ニ關スル規定 同條中第六號を第十一號とし、以下順次五號づつ繰り下げ、第五號の次に次の五號を加へる。

六 組合員ノ加入及脱退ニ關スル規定

七 出資一口ノ金額及其ノ拂込ノ方法

八 剩餘金ノ處分及損失分擔ニ關スル規定

九 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

十 組合員ノ權利義務ニ關スル規定

同條に次の一號を加へる。

十五 存立ノ時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時定又ハ事由

同條を第十六條ノ十四とする。

第十六條ノ十六 左ニ掲グル事項ハ總會ノ議決ヲ經ベシ

一 定款ノ變更

二 事業計畫ノ設定及變更

三 収支豫算並ニ賦課金ノ額及徴收方法

四 財産目録、貸借對照表、事業報告書及剩餘金處分案ノ承認

五 統制規程ノ制定及變更

六 自動車運送事業組合聯合會ノ設立ノ發起及同意、加入並ニ退會

七 役員ノ選任及解任

八 合併及解散

前項ニ掲グル事項（第六號中聯合會ノ設立ノ發起及同意ヲ除ク）ニ付、議決アリタルトキハ理事ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ニ之ヲ届出ツベシ

第十六條ノ十七 組合員ハ總會ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ理事ニ對シ總會ノ召集ヲ請求スルコトヲ得

理事正當ノ理由ナクシテ前項ノ規定ニ依リ請求アリタル後二週間以内ニ總會召集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求者ハ主務大臣ノ認可ヲ得テ之ヲ召集スルコトヲ得

第十六條ノ十八 組合員ハ總會ニ於テ各一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ノ定ムル所ニ依リ一人ニ付二個以上ノ議決權ヲ有セシムルコトヲ得

第十六條ノ十九 組合員ハ出資一口以上ヲ有スベシ

組合員ノ有スベキ出資口數ハ五十口ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ特別ノ事由アルトキハ定款ノ定ムル所ニ依リ之ヲ増加スルコトヲ得

第十六條ノ二十一 第一項第一號乃至第三號ノ事業ヲ行ハザル組合ニ在リテハ第一項ノ規定ニ拘ラズ定款ノ定ムル所ニ依リ組合員ヲシテ出資ヲ擔サシメザルモノト爲スコトヲ得

第十六條ノ二十 自動車運送事業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ其ノ組合員ニ對シ經費ヲ賦課シ過意金ヲ課スルコトヲ得

第十六條ノ二十一 組合員ノ責任ハ前條ノ規定ニ依リ費用負擔ノ外其ノ出資額ヲ限度トス

自動車運送事業組合ハ定款ノ定ムル所ニ依リ組合財産ヲ以テ其ノ債務ヲ完済スルコト能ハザル場合ニ於テ組合員ノ全員ガ其ノ出資額ノ外一定ノ金額ヲ限度トシテ責任ヲ負擔スルモノト爲スコトヲ得

第十六條ノ二十二 自動車運送事業組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者組合ニ加入セムトスルトキハ組合ハ正當ノ理由ナクシテ加入ニ困難ナル條件ヲ附シ又ハ其ノ加入ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十六條ノ二十三 自動車運送事業ノ事業者ニ非ズシテ自動車ヲ使用シテ運送ヲ爲ス者ハ定款ノ定ムル所ニ依リ自動車運送事業組合ノ組合員ト爲ルコトヲ得

第十六條ノ二十四 自動車運送事業組合ハ組合員ノ事業ノ統制ヲ行フ場合ニ於テハ之ニ關スル統制規程ヲ定ムベシ

第十六條ノ二十五 自動車運送事業組合ハ組合員ノ事業ノ統制ヲ確保スル爲必要アリト認ムルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ組合員ニ非ズシテ當該組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ノ事業ニ關シ統制ヲ行フコトヲ得

主務大臣前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示スベシ

第十六條ノ二十七を削り、第十六條ノ二十六を第十六條ノ二十七とする。

第十六條ノ二十六 主務大臣ハ自動車運送事業ノ經營ニ關スル弊害ヲ豫防シ若ハ矯正スル爲又ハ其ノ健全ナル發達ヲ圖ル爲必要アリト認ムルトキハ自動車運送事業組合ノ組合員又ハ其ノ組合ノ組合員ニ非ズシテ其ノ組合ノ地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニ對シ其ノ組合ノ統制ニ從フベキコトヲ命令スルコトヲ得

第十六條ノ二十八中「統制規程」の下に「事業計畫」を加へる。

第十六條ノ二十九 自動車運送事業組合ノ事業ノ繼續ヲ困難ナリト認ムルトキ又ハ組合ノ行爲ガ法令、法令、ニ基キテ爲シタル處分若ハ定款ニ違反シタルトキ若ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アルトキハ主務大臣ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 總會ノ決議ヲ取消

二 役員ノ解任

三 事業ノ停止又ハ禁止
四 解散

第十六條ノ三十 自動車運送事業組合聯合會ハ所屬ノ自動車運送事業組合及自動車運送事業組合聯合會ノ共同ノ目的ヲ達スル爲メ之ヲ設立スルコトヲ得

聯合會ハ自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ヲ以テ之ヲ組織ス

自動車運送事業者ニシテ組合ノ組合員又ハ聯合會ノ會員タラザルモノ(組合又ハ聯合會ナキ地區内ニ於ケル者ニ限ル)ハ定款ノ定ムル所ニ依リ聯合會ノ會員ト爲ルコトヲ得

聯合會ハ法人トス

第十六條ノ三十一 自動車運送事業組合ニ關スル規定ハ第十六條ノ二十三ノ規定ヲ除ク外自動車運送事業組合聯合會ニ之ヲ準用ス

第十六條ノ三十二乃至第十六條ノ三十七を削り、第十六條ノ三十八を第十六條ノ三十二とし、以下第十六條ノ四十一まで順次六條づつ繰り上げる。

第三十三條ノ二 主務大臣第九條第三項(第十五條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六條第二項(第十六條ノ九第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第十六條ノ六第三項若ハ第十六條ノ二十六(第十六條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル處分又ハ第十六條ノ二十八(第十六條ノ三十一ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依ル事業施行ノ命令ヲ爲サントスルトキハ自動車交通事業委員會ノ意見ヲ徵スベシ但シ重要

ナラザルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

自動車交通事業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十四條第一項中「東京府」を「東京都」に改める。

第三十七條第一項中「第九條」を「第八條」に改める。

第五十條中「千圓」を「五千圓」に改める。

第五十一條中「五百圓」を「三千圓」に改める。

第五十二條中「又ハ自動車道事業者」を「自家用兼用自動車若ハ自家用貨物自動車ヲ所有シ若ハ使用スル者又ハ自動車道事業者」に、「三百圓」を「千圓」に改め、同條第三號中(第十六條ノ十三第一項及第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル同條ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク)を削る。

第五十三條第一項及び第二項中「又ハ自動車道事業者」ヲ「自家用兼用自動車若ハ自家用貨物自動車ヲ所有シ若ハ使用スル者又ハ自動車道事業者」に改める。

第五十八條 自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ノ役員其ノ他ノ職員ノ職務ニ關シ賄賂ヲ收受シ、要求シ又ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第五十九條 前條第一項ニ掲グル者

ニ對シ賄賂ヲ交付シ、提供シ又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕シ又ハ免除スルコトヲ得

第五十九條ノ二を削る

第五十九條ノ三「第十六條ノ二十六第一項又ハ第十六條ノ三十七」を「第十六條ノ二十七第一項又ハ第十六條ノ三十一」に、「五百圓」を「千圓」に改め、同條を第五十九條ノ二とする。

第五十九條ノ四「自動車運送事業組合ナルトキハ第五十九條ノ二ノ規定ハ其ノ行爲ヲ爲シタル組合ノ役員又ハ使用人ニシテ」を「自動車運送事業組合又ハ自動車運送事業組合聯合會ナルトキハ」に、「組合ノ役員ニ」を「組合又ハ聯合會ノ役員ニ」に改め、同條を第五十九條ノ三とする。

第六十條中「五百圓」を「千圓」に改め、同條第五號中(第十六條ノ三十九)を「第十六條ノ三十三」に、同條第六號中(第十六條ノ四十)を「第十六條ノ三十四」に改め、同條第二號中(第十六條ノ三十七ニ於テ準用スル第十六條ノ三十三第一項ノ規定ニ基キテ爲シタル處分ヲ除ク)及び同條第四號中「本法ニ依リ行政官廳ノ徵スル報告ヲ差出サズ又ハ」を削り、同條第二號ノ次に次の二號を加へる。

二ノ二 第十六條ノ二十二ノ規定ニ違反シタルトキ

二ノ三 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ届出若ハ報告ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ虚偽ノ届出若ハ報告ヲ爲シタルトキ

附則
この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

この法律施行の際現に存する自動車運送事業組合及び自動車運送事業組合聯合會は、これを改正後の自動車交通事業法により設立したものとみなす。

前項の場合における定款、役員その他に關シ必要な事項は、勅令でこれを定める。

この法律施行前にした行爲に關する罰則の適用については、この法律施行後でも、なほ従前の例による。

印紙税法の一部を次のやうに改正する。

第四條第一項第十二號中「貿易組合聯合會」の下に「自動車運送事業組合、自動車運送事業組合聯合會」を加へる。

(國務大臣平塚常次郎君發壇)
○國務大臣(平塚常次郎君) 只今議題トナリマシタ自動車交通事業法の一部を改正する法律案ノ提案理由ヲ申上ゲマス

本法ハ、昭和六年ノ制定ニ係ルモノデアリマシテ、今日マデ昭和十五年ト十八年ノ二回ニ互ツテ、相當廣範圍ノ改正ヲ見タノデアリマス、殊ニ十八年ノ改正ハ、今次戰爭ニ際會致シマシテ、軍需輸送ノ完遂ヲ期スル爲メ、トモスレバ低下シ勝チデアリマシタ自動車輸送力ノ維持増強ヲ目途ト致シマシテ、戰時統制的色彩ガ相當濃化サレタノデアリマスガ、終戰後ノ今日、自動車行政ヲ此ノ儘放置致シテ置キマスコトハ、産業再建ノ爲ニモ適當デハナイト考ヘマスシ、輸送力ノ眞ノ増強ハ、畢竟事業者ニ於ケル企業意欲ノ昂揚ニ求メナケレバナラヌト考ヘマシテ、今回自動車交通事業ニ於ケル是等

戰時統制的色彩ノ拂拭ト行政ノ民主化トヲ圖リマスル爲メ、自動車運送事業組合ノ民主化及ビ自動車交通行政ノ運営ニ關スル委員會制度ノ採用ヲ企圖致シマスルト共ニ、陸運統制令ハ昨年十月之ヲ廢止致シマシタガ、其ノ後ノ我が國ニ於ケル自動車輸送ノ状況ニ鑑ミマシテ、新タニ據頭シテ参リマシタ自家用自動車ニ依リ現下ノ輸送秩序ヲ保タシメ、適正ナル自動車輸送ノ分野ヲ確立致シマシテ、自動車輸送ノ綜合調整ヲ圖ル爲メ、必要ナル監督規定ヲ新設致シタイト存ジマシテ、今回本案ヲ提案致シタ次第デゾイマス

以上簡單ナガラ提案理由ヲ御説明申上ゲマシタガ、右ノ事實ヲ御察下サイマシテ、何卒御審議ノ程ヲ御願ヒ申上ゲマス(拍手)

○議長(橋本三君) 本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御諮リ致シマス

○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名十八名ノ委員ニ付託セラレシコトヲ認メマス

○議長(橋本三君) 山口君ノ動議ニ御異議アリマセムカ

○議長(橋本三君) 呼ブ者アリ

○議長(橋本三君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、是ニテ議事日程ハ議致シマシタ、次會ノ議事日程ハ公報ヲ以テ通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後三時十六分散會

定價 一部 七十錢

發行所
東京都麹町區大手町
電話 九ノ内三五二
振替東京 一〇〇〇〇〇〇
印刷 局